

オープンカウンター方式による見積依頼公告

本調達は「電子調達システム」を利用した手続きにより実施するものとする。ただし、「紙」による見積書の提出も可とする。

令和8年1月8日

支出負担行為担当官
近畿農政局長 志知 雄一

1 オープンカウンター方式による見積合わせに付する事項

- (1) 件 名 近畿農政局NAS外2件購入
- (2) 仕 様 等 仕様書のとおり
- (3) 納 入 期 限 令和8年3月30日
- (4) 納 入 場 所 京都府京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町
近畿農政局

2 見積参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和7・8・9年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」の登録者であり近畿地域の競争参加有資格者、又は令和7・8・9年度近畿農政局随意契約登録者名簿の登録者であること。
- (4) 公告の日から6の見積合わせの日までの間において、近畿農政局長から近畿農政局物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領（平成26年10月8日付け26近総第449号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請があり、指名を行わないこととした者に該当しない者であること。

3 仕様書等の交付場所及び問い合わせ先

- (1) 電子媒体による交付場所
 - ア 電子調達システム <https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UZA01/OZA0101>
 - イ 近畿農政局ホームページ<https://www.maff.go.jp/kinki/soumu/kaikei/order/index.html>
- (2) 紙媒体による交付場所及び問い合わせ先
〒602-8054 京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町
近畿農政局会計課 関灘
Tel: 075-414-9046

4 競争参加資格等確認のための提出資料、期限及び方法

- (1) 提出資料 納入候補となる機器リスト（仕様書4 様式1）
詳しくは仕様書の「4. 納入候補となる機器」のとおり
- (2) 提出期限 令和8年1月21日（水）午後5時
- (3) 提出方法 電子メール宛先：kinki_kaikei@maff.go.jp

5 見積書の提出場所及び期限

- (1) 見積書の提出場所
上記3（1）ア または 3（2）と同じ

- (2) 見積書の提出期限
令和8年2月13日（金）9時から令和8年2月17日（火）17時まで（行政機関の休日を除く。）に、電子調達システムにより送信又は上記3（2）宛てに持参若しくは郵送（送達過程が記録される簡易書留等）すること。

また、全省庁統一資格を有する者である場合は、参加資格を証明する書類（競争参加資格審査結果通知書の写し）を併せて持参若しくは郵送（送達過程が記録される簡易書留等に限る）すること。（電子調達システムによる場合は必要ない。）

なお、見積合せ後、採用者は速やかに内訳書を提出すること。

6 見積合せの日時及び場所

- (1) 日時 令和8年2月18日（水）10時00分から
- (2) 場所 近畿農政局入札室

7 見積依頼公告等に関する質問

この見積依頼公告及び仕様等に対する質問がある場合は、令和8年1月15日（木）17時までに電子メールにより提出すること。提出の際は下記を参考にすること。

- (1) 提出先：kinki_kaikei@maff.go.jp
- (2) メール件名：「近畿農政局NAS 外2件購入」質問について
- (3) メール本文への記載事項：件名、事業者名、担当者名、連絡先電話番号、質問内容
なお、電子メールでの提出が困難な場合は、書面（様式任意）の持参、郵送により、上記3（2）あてに提出することも認める。ただし、電話による質問は受け付けない。

回答は令和8年1月19日（月）に近畿農政局ホームページに掲載する。

9 その他

公告に記載なき事項は、近畿農政局オープンカウンター方式実施要領による。

お 知 ら せ

1 農林水産省発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規定に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、当省のホームページ

(https://www.maff.go.jp/j/supply/sonota/pdf/260403_jigyousya.pdf) をご覧下さい。

2 農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針2020について（令和2年7月17日閣議決定）に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。

3 農林水産省では電子調達システムを利用した電子入札・電子契約を推進しています。

詳しくは調達ポータルホームページ

(<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UZA01/0ZA0106>) をご覧下さい。